

徳島県情報公開審査会答申第115号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、本件審査基準を公開した部分については、妥当である。
本件請求④のうち「港湾課の協議録」部分については、改めて決定をすべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年6月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求を行った。

- ① 行政は継続性が有るのか。
有れば [有る事を示す根拠の書類]
無ければ [無い事を示す根拠の書類]
- ② 行政は自分の間違いに気付いたときはどう対処するのか。
- ③ 行政は間違いを指摘され、間違いを認めた時は、結果の責任を誰が取るのか。
- ④ 港振138号に示す。水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計されている設計計算書を要求して居るが、何を根拠に要求して居るか、根拠になる、法的な書類。港湾課の協議録。
- ⑤ 徳島県港湾課に、水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計計算書。港湾課に過去に提出書類があれば、参考までに、示してください。
- ⑥ ○○・○○・漁協に港湾課が我々に同意を求めた権利の付与を示す。書類。漁協への、港湾課が権利付与に付いて協議した記録。付与に付いての決済が解る書類。
- ⑦ 港振138号に示す。区画漁業等を行っている漁業協同組合の同意書を求めるが、何の権利に対する同意書か港湾課が与えた権利の説明、権利と義務を示す書類。港湾課内の権利に対する決裁書類。
- ⑧ 港振138号に示す。徳島県職員の県民に対する、平等・公平・公正を原則に港湾行政をすることや徳島県及び徳島県職員に対する単なる要望や批判にすぎないものである。と有るが、徳島県職員に対する。要望や批判をどの様にして、徳島県の何処へ訴えれば良いですか。教えてください。
- ⑨ 港振138号に示す。いずれも、徳島県及び徳島県職員に対する単なる要望や批判に過ぎない。と主張するが、我々は、行政手続法・第5条・審査基準・に基づく説明を求めています。我々の主張が要望や批判に過ぎないと判断をした説明をして下さい。審査基準に対する説明の要求が、要望や批判に過ぎないと判断した根拠の書類を見せてください。港湾課内部の決裁書類。

2 実施機関の決定

平成22年7月5日、実施機関は、上記請求に対して、次の2件の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 上記請求中「④」（以下「本件請求」という。）について、「港湾法第37条第1項に基づく港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」（以下「本件審査基準」という。）を特定し、港空第3003号により、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 上記請求中「①～③」及び「⑤～⑨」について、港空第3004号により、請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分を行った。

3 異議申立て

平成22年7月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年9月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成22年7月5日付け港空第3003号により異議申立人に対して行った「公文書公開決定通知書を取り消す」との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 徳島県は、平等・公平・公正を原則に行政をして頂きたい。
県民に嘘を付かない。隠さない。騙さない。事実を正直に開示する。
事実に対する質問に、事実に基づいて説明責任を果すべきである。
- (2) このことについて、港振第138号に示す。水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計されている、設計計算書を要求して居るが、何を根拠に要求して居るか、根拠になる、法的な書類。港湾課の協議録。
上記の事を請求した。実施機関から、表題に審査基準と記された書面を頂いた。
頂いた審査基準と記された書面は、無効である。

理由は、審査基準は、不作為に誰かが書き込んだものである。

- (3) 平成○年(行コ)第○号・審査基準開示請求控訴事件(第3)(2)を引用する。
行政手続法第5条が、行政庁は、申請に対する処分について、審査基準を定めるものとし(同条第1項)、その審査基準については、許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとしなければならないとし(同条第2項)、行政庁は、審査基準を公にしておかなければならない(同条第3項)。

それぞれ定める趣旨は、行政庁に対して許認可等の申請をする者に対して、あらかじめ審査基準を公にすることにより、行政庁の行う許認可処分の透明性等を確保しようとしたものと解されるから、公にされる審査基準に関しては、相応の具体性を有するものでなければならない。ただ、同条第2項が定めるように、許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものであれば足りる。

行政手続法第5条第1項は認める。第5条第2項は争う。第5条第3項は知らない。

- (4) 審査基準(2)申請書に添付する書類及び図面は規則で定めるもののほか、利害関係人が存在する場合はその同意書を添付していること。

③ 工作物等を設置する場合、安全な構造であること

上記審査基準(2)、③については争う。その他は争わない。

- (5) 審査基準については、許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとしなければならないとし(行政手続法第5条第2項)。

ア 徳島県情報公開審査会(答申第86号)

イ 平成○年(行ウ)第○号公文書非開示処分取消請求事件

ウ 公文書公開請求拒否決定通知書(港空第30305号)

上記ア、イ、ウともに審査基準(行政手続法第5条第2項)を具体的に説明できる書類は開示できなかった。

- (6) 審査基準(2)申請書に添付する書類及び図面は規則で定めるもの。

徳島県の求めた、(東土第31408号)・4・台船(釣り筏)の耐用年数(廃棄又はメンテナンスが必要となるまでの期間)を想定し、塗装、外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている台船(釣り筏)設計時の設計計算書を添付すること。

上記徳島県の求めた審査基準(東土第31408号)補正書4、は規則に定めた書類に存在しない。また港湾課に過去に提出を求めた経過も書類も存在しない。

- (7) よって、港湾法第37条第1項の規定による、徳島県の求めた、補正書(東土第31408号・4)は取り消されるべきである。

- (8) 徳島県情報公開審査会答申 86号を尊重して、審査基準（行政手続法第5条第2項）を具体的に説明できる、業務に関する要望等に対する職員の対応要綱を職員に持たすべきである。
- (9) 「行政手続法」は、審査基準を決め、その審査基準について県民から尋ねられた場合はきちんと説明しなければならないと定めている。しかし、その基が無いから、県職員が審査基準をどうとでも解釈できる。
- (10) 審査基準の基について、大事なことは書類で残すべきである。物事を決めるのに、芯の部分がなくて、枝葉の紙切れを一枚持ってきて、その説明を誰ができるのか。
- (11) 港湾課は補正を求めた、審査基準を開示し、根拠と理由を詳しく説明し、求める補正書の理由を明らかにすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

平成22年6月22日付けで異議申立人から出された「港振138号に示す。水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計されている設計計算書を要求して居るが、何を根拠に要求して居るか、根拠になる、法的な書類。港湾課の協議録。」の公文書公開請求に対し、実施機関は本件請求に係る公文書として「港湾法第37条第1項に基づく港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」について、公文書公開決定処分を行った。

この度の異議申立人の主張は、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 本件処分の理由等について

(1) 本件処分の根拠について

条例第8条に該当するため、本件公文書を公開したものである。

(2) 本件処分の理由について

〇〇協同組合は、平成20年10月6日、港湾法第37条第1項の規定に基づき、〇〇港港湾区域内の水域占用許可申請を行った。港湾法第37条第1項の港湾区域内の水域占用許可に係る審査基準に「工作物等を設置する場合、安全な構造であること。」との基準が設けられており、徳島県は審査基準を基に審査の上、「台船（釣り筏）の耐用年数（廃棄又はメンテナンスが必要となるまでの期間）を想定し、塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている台船（釣り筏）設計時の設計計算書が必要であるが申請書に添付されていない」ことを理由の一つとして、

平成20年11月12日付け本件申請に対して不許可処分を行った。異議申立人はこれを不服として、異議申立てをなし、徳島県は平成21年1月26日付け港振第138号により、これを棄却した。異議申立人は、当該棄却決定を引用し、前記の公文書公開請求がなされた。

実施機関は、本件請求に対して、保有する公文書、即ち「港湾法第37条第1項に基づく港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」を公開したものである。

なお、異議申立人は本件水域占用不許可処分の是非について、訴訟（平成〇年（行ウ）第〇号水域占有不許可決定取消請求事件）を提起したが、平成22年8月9日に、原告たる異議申立人の請求を棄却する旨の徳島地裁判決が言い渡された。

同裁判においては、「工作物等を設置する場合、安全な構造であること」との基準を充たしていないと判断したことの是非についても争われたが、判決文において、「本件釣り筏は、遅くとも平成12年5月16日から〇〇港沖に設置されており、その設置方法も係留施設の沖合50メートル付近にアンカーで設置されているという状態であること、本件釣り筏が縦20メートル、横60メートルの鋼鉄製の構造物であることからして、被告が、本件釣り筏の現況における安全性が確認できず、本件釣り筏が周辺海域を漂流し、航行船舶と衝突するなどして、港湾施設や船舶の航行に重大な支障を生じさせるおそれがあるとし、本件釣り筏の安全を確認するため、原告に対し、本件釣り筏の耐用年数や、塗装及び外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている設計計算書の提出を求め、原告がこれを提出しなかったことから審査基準に適合していると認めることができないとしたことに社会通念上不合理な点があるとは認められず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとは評価できない。」との裁判所の判断が示されている。

- (3) 〇〇海峡は非常に潮流が早く、安全性について十分確認しない結果、釣り筏が流れ出す等した場合の周辺への影響を考慮し、安全性を確認できるものとして、異議申立人に設計計算書を求めた。構造の安全性を証明すべきは申請者本人であると考えている。
- (4) 港湾法が、港湾区域内の水域又は公共空地の占用などの行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害しその他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、占用などの許可をしてはならない旨規定していることから、港湾に設置する工作物の安全に疑義があったので、港湾法施行細則第2条所定のものに限定されることなく、その安全性を確認するための書類の提出を異議申立人に求めた。
- (5) 港湾法施行細則第2条に規定されている水域占用許可申請書に添付すべき書類及び図面は、あくまでも基本的な例示であり、制限列举ではない。添付すべき書

類及び図面で安全性が確認できなければ、確認できるものの提出を求める。

設計計算書は、台船（釣り筏）は海に浮かべるため、塗装は何年もつか、外板は毎年どのくらい浸食するのか等台船の耐用年数が分かるものを想定している。

- (6) 異議申立人は、立案文書ではなく、立案するために協議した内容を記録した文書の公開を求めているが、一般的に協議事項全てについて、文書作成義務を課されているものではない。全ての協議の記録を報告書として残すわけではない。
- (7) 異議申立人は、本件審査基準以上に具体的な基準を求めて訴訟を提起しているが、判決文において本件審査基準はホームページ上に表示しており、十分に具体的であるとの最高裁判所における判決が明示されている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の特定について

- (1) 「港振138号に示す。水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計されている設計計算書を要求して居るが、何を根拠に要求して居るか、根拠になる、法的な書類。港湾課の協議録。」という本件請求内容に対し、実施機関は、「港湾法第37条第1項に基づく港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」を特定し、本件処分を行ったところ、異議申立人は「公文書公開決定通知書」の取消しを求め、異議申立てを行ったものである。
- (2) 実施機関は、「設計計算書を求めた根拠」は本件審査基準であるとして全部公開し、地裁判決を引用し、本件審査基準により設計計算書の提出を求めたことは裁量権を逸脱したものではないと主張する。

なお、請求内容のうち「港湾課の協議録」は、請求に対する決定がなされていない。
- (3) 本件請求に対して、実施機関が本件審査基準を本件対象公文書として特定し公開したことについて、異議申立人の主張を要約すると、
 - ア 審査基準は不作為に誰かが書き込んだものであり、無効であること。
 - イ 審査基準（2）によると申請書に添付する書類及び図面は規則で定めるものとなり、規則とは港湾法施行細則をいい、同第2条において、港湾法第37条第1項第1号の許可を受けようとする者は港湾区域内の水域（公共空地）占用許可申請書正副2通に、計画説明書、位置図、平面図、構造図、断面図及び求積図を添えて知事に提出しなければならないと規定されているが、設計計算書は、港湾法施行細則にない書類であること。
 - ウ 審査基準は相応の具体性を有するものでなければならないが、具体的に説明で

きる書類が公開されていないこと。

エ 過去に提出を求めた経過も書類も存在しないこと。

であると考えられる。

以下、異議申立人の主張をもとに、本件処分の妥当性を検証する。

2 異議申立人の主張に対する実施機関の説明と本件処分の妥当性について

(1) 「審査基準は不作為に書き込まれている。」という主張

本件審査基準は、平成12年7月28日に改正案が決裁され、同年8月1日施行されたものと同じの内容であり、ホームページ上に表示していることから、不作為に書き込まれたとする異議申立人の主張は該当しない。

また、異議申立人は、別途、情報公開請求において、その立案文書を入手している。

(2) 「設計計算書は港湾法施行細則にない書類である。」という主張

異議申立人が、「規則にない書類を審査基準により求めた」と主張することについて、本件審査基準には、「港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾法施行条例及び港湾法施行細則に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。」とあり、「次に掲げる基準」の一つである「(3) ③工作物等を設置する場合、安全な構造であること」に基づき、下記ア、イ等の理由により設計計算書を異議申立人に求めたとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点はないと認められる。

ア 台船（釣り筏）は、遅くとも平成12年5月から〇〇港沖に設置されており、その設置方法も係留施設の沖合50メートル付近にアンカーで設置されているという状態であること、台船（釣り筏）が縦20メートル、横60メートルの鋼鉄製の構造物であることからして、実施機関が、台船（釣り筏）の現況における安全性が確認できず、また、台船（釣り筏）が周辺海域を漂流し、航行船舶と衝突するなどして、港湾施設や船舶の航行に重大な支障を生じさせるおそれがあった。

イ 港湾法が、港湾区域内の水域又は公共空地の占用などの行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害しその他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、占用などの許可をしてはならない旨規定していることから、港湾に設置する工作物の安全に疑義があったので、港湾法施行細則第2条所定のものに限定されることなく、その安全性を確認するための書類の提出を異議申立人に求めた。

よって、「提出を求めた設計計算書の根拠」となる公文書として、本件審査基準を特定し公開した本件処分は妥当であると認められる。

(3) 「審査基準は具体的なものでなければならない。」という主張

行政手続法第5条第2項は「審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。」と規定しており、異議申立人は、本件審査基準は具体性に欠けるので、その他の基準等があるべきであり、明らかにすべきであると主張する。

実施機関においては、本件審査基準以上に具体的な基準を有しておらず、個別の案件毎に安全性を判断している。また、異議申立人は、港湾法第37条第1項の規定による港湾区域内の水域占用許可の具体的審査基準を明らかにせよとの訴訟を提起したが、本件審査基準以上にその他の基準等を明らかにすべき義務を負うとはいえないという判決が言い渡されている。

よって、実施機関において、現に本件審査基準以上の具体的な基準を有していないことから、本件審査基準を公開した本件処分は妥当であると認められる。

(4) 「過去に提出を求めた経過も書類も存在しない。」という主張

本件請求内容には、「港振138号に示す。水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計されている設計計算書を要求して居るが、何を根拠に要求して居るか、根拠になる、法的な書類。港湾課の協議録。」とあるが、本件処分では、本件審査基準を対象公文書とする公開決定のみ行っている。

本件審査基準は、「港湾課の協議録」という請求内容の対象公文書には当たらないと考えられることから、「港湾課の協議録」については、本件請求にかかる情報公開決定がなされていないと判断される。

(5) 以上のことから、本件審査基準を公開した部分については妥当であると判断する。

なお、上記(4)のとおり、「港湾課の協議録」については、情報公開決定がなされていないため、改めて条例第12条に基づき公開請求に対する決定をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 9月 2日	諮問
9月22日	実施機関からの理由説明書を受理
11月 5日	異議申立人からの意見書を受理
12月16日	審議（第84回審査会）
平成23年 1月27日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第85回審査会）
2月28日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第86回審査会）
3月18日	審議（第87回審査会）
4月13日	審議（第88回審査会）